平生町教育委員会会議 会議録

１ 開　　会　令和８年８月２４日（月）　午後１時３０分

２ 場　　所　平生町役場２号棟３階　大会議室

３ 出 席 者　教 育 長　中本　稔
　　委　　員　伴　浩一、冨田 克敏、河内山 裕子、廣池 康子

４ 事 務 局　学校教育課長兼新しい学校づくり推進室長　久保 秀幸
　　社会教育課長　岡本 治典
　　学校教育課課長補佐　奥原 広大
　　学校教育課課長補佐兼教育総務班長　須藤 彰子

５ 書　　記　新しい学校づくり推進室室長補佐　岩田 成司

６ 議　　事

教育長　　これより本日の平生町教育委員会会議を開会いたします。

日程第１　会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、教育委員会会議規則第１８条の規定により、伴委員さんと廣池委員さんを指名いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、日程第２　報告第１号　教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の臨時代理の件を議題といたします。

事務局からお願いします。

学校教育課長兼新しい学校づくり推進室長

日程の紙をめくっていただいた次のページに、報告第１号というのがあるかと思います。

臨時代理の報告についてでございますが、教育長に対する事務委任規則の改正を行っておりますので、報告をさせていただきます。

まず、１枚めくってもらって、その裏面になろうかと思いますけれども、４番、根拠法令というのがあるかと思います。

根拠法令、ここでいう法律というのが地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということになります。

そこの第２５条、教育委員会は、規則で定めるところにより、その権限に属する事務

の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができるということにしております。

その第３項として、教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第１項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと規定されておりますので､報告をさせていただくということと、その下には、教育長に対する事務委任規則というのを記載しております。

そこの第４条です。

教育長は、緊急やむを得ない事情により教育委員会の会議に付する暇のないときは、これを臨時に代理することができると。

第２項として、教育長は、第１条の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

１枚めくってもらったら朱書きの教育長に対する事務委任規則というのがあるかと思います。

そこの第２条、１２号のところです。

１２号には新旧という形でそこに線を引いておりますが、教育予算その他議会の議決を得るべき議案について意見を申し出ること。

教育予算その他議会の議決を得るべき議案というのが、２９条に当たります。

そして、２７条として、幼保連携型認定こども園に関する意見の聴取というのが新たに追加をされておりますので、そこの朱書きの１２号のように、法第２７条及び法第２９条に規定する意見の申出に関することという改正を行っております。

さらにもう１点は、第１５号でございますけれども、これまで法の第２７条と記しておりましたが、条ずれを起こしておりますので、第２６条に改めるという改正をさせていただくものでございます。

そして下の方の第４条には、先ほどのように、教育長は、緊急やむを得ない事情により会議に付する暇のないときは、これを臨時に代理することができるという規定がありまして、第２項のように、教育長は、教育委員会に報告しなければならないとありますので、報告をさせていただくものでございます。

報告第１号の最初のページに戻っていただきたいと思います。

報告第１号の臨時代理の報告についてですが、１番のように、臨時代理の要旨としましては、新たに幼保連携型認定こども園に関する意見聴取に関する条文が新設されたこと、それから２番（１）のように、それが新たに加わった法の第２７条ということになりまして、それから２つ目の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価等の条文が２７条から２６条に条ずれを起こしていることによる改正を行いたいと思っておりまして、教育長が代理でこれをしておりますので、報告をさせていただくということになります。

最初の報告第１号のページの１番の臨時代理の要旨のところに、平成２６年の法改正が反映されていなかったことで、皆さんにご迷惑お掛けしてしまいましたことをお詫び申し上げて、改正の内容の報告とさせていただきます。

以上です。

教育長　　本件について何かご質問はございますか。

伴委員　　２７条の条文はどこかにあるのですか。

学校教育課長兼新しい学校づくり推進室長
すいません、添付はしていないのですが。

伴委員　　先ほど読まれましたよね。

学校教育課長兼新しい学校づくり推進室長
２７条に幼保連携型認定こども園に関する意見聴取を教育委員会に求められているという内容が新たに加わったことによって、今までの規則には盛り込んでおりませんでしたので、ここに２７条を新たに記載しているものでございます。

伴委員　　それは条文ですか。

学校教育課長兼新しい学校づくり推進室長
はい、条文です。
２７条全部は読み上げてないのですけど、項目としての表題です。
その２７条というのが、今の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第２７条に新たに新設されたものでございます。

教育長　　よろしいですか。

伴委員　　２７条がなかったのが今回入ったということですか。

学校教育課長兼新しい学校づくり推進室長
はい。

廣池委員　平成２６年からずっと空白期間ということですが、何で気が付いたんですか。

学校教育課長兼新しい学校づくり推進室長
この地方行政の法律に基づいて行っているものの１つとして、第２６条に、７月の末の教育委員会で皆さんに報告させていただいた教育行政評価委員会というのがございます。
その評価委員会というのは、２６条に基づいて行っているのですが、それとの照合に

よってこれまでは２７条になっていたということが判明をいたしまして、大変申し訳ございません。

教育長　　よろしいですか。

続きまして、日程第３　報告第２号　令和８年９月平生町議会定例会における教育行政に関する報告の件について、これは私から説明いたします。

１枚めくっていただいて、令和８年９月議会　教育長の行政報告ですが、項目しか挙げておりません。

今から、９月議会に向けて内容をきちんと記述するのですが、この項目で説明をしようというふうに思っています。

内容は、口頭で説明します。

学校教育課からは２つ、１番上の全国学力・学習状況調査についてです。

これは、後の協議会のときに、指導主事から内容を詳しく説明します。

それを要約したものを行政報告いたします。

２つ目の夏季休業期間の短縮について。

先ほどちょっと触れましたけれども、昨年１１月の教育委員会会議で、これは議案として提出しました。

そのとおり、今年度から夏季休業を７月２１日から８月２４日まで、それから学年末の休業、いわゆる春休みですが、それを３月２１日から４月７日までとするということをもう１回行政報告する予定です。

学校教育課はこの２つです。

社会教育課は３つです。

（１）が地域協育ネット協議会の熟議について、これは前回お話ししたように、７月２３日に２９名の小中高生と約４０名の地域の方により、平生町のまちづくりの在り方について熟議を開催しました。

そのことについて説明をします。

それから平生町人権学習講座、２番目です。

これは後ほど、社会教育課長の方から説明いたします。

３つ目、先ほどちょっと触れましたが、第２回平生町部活動改革研修会、これも後ほど社会教育課長の方から説明いたします。

この５つの項目で、９月議会では教育長の行政報告をしたいというふうに思っています。

何か、ここでご質問とかこれを加えたほうがいいのではないかとかというのがもしありましたら。

よろしいですか。

細かいところはまた、先ほど言いましたように後で説明します。

そのときにいろいろな意見を伺わしてください。

また、それを反映しようと思います。

ありがとうございました。
それでは、本委員会に付議されました案件はすべて終了となります。
以上で、平生町教育委員会会議を閉会いたします。

この会議録は、会議の経過を記載したものであり、その相違ないことを認め署名する。

令和８年９月３０日

教育長　　中　本　　稔

委　員　　伴　　浩　一

委　員　　廣　池　康　子

書　記　　岩　田　成　司